

一般社団法人日本ゴールボール協会  
審判員規定

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人日本ゴールボール協会が認定する審判員（レフェリー・オフィシャル）を定めるとともに、その活動に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 一般社団法人日本ゴールボール協会が認定する審判員とは、下記のとおりとする。

1. 国内レフェリー  
国内レフェリークリニックを受講したうえで、日本ゴールボール協会に正会員及び賛助会員として登録されている者。
2. 国際レフェリー  
国内レフェリーとして十分な活動実績があり、国際レフェリークリニックに合格したうえで、日本ゴールボール協会に正会員として登録されている者。
3. オフィシャル（競技補助員）  
オフィシャルクリニックを受講した者。

(主催大会における審判員の選考・派遣)

第2条 主催大会においてレフェリーを務める者については、候補者の中から日本ゴールボール協会大会運営部が選考し、理事会の承認を得て決定する。  
決定されたレフェリーには、交通費・宿泊費・日当を支給する。  
なお、オフィシャルについては大会運営部が決定するものとし、日当を支給する。

(主催大会における各試合の審判員の決定)

第3条 主催大会における各試合の審判員については、大会審判長及び大会副審判長が決定する。

(審判員の倫理)

第4条 日本ゴールボール協会が主催する大会において、審判員は常に中立の立場であると共に、試合中はどちらのチームに対しても公平に接することとする。  
なお、審判員の倫理規定に違反した審判員については、大会審判長及び大会副審判長の決定に基づき、審判員の承認・決定を取り消すこととする。

(国際大会への審判員の派遣)

第5条 全ての国際大会における国際レフェリーの派遣については、大会運営部から理

事会に報告し、承認を得ることとする。

承認を得たレフェリーについては、派遣に係る必要な経費を日本ゴールボール協会が負担することとする。